

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**住宅改修に伴う
固定資産税の減額措置**

住宅を改修し、下記の要件に該当する方は、翌年度の固定資産税が減額されますので、工事完了後、3カ月以内に添付書類を添えて申告してください。

問合せ先 役場 税務課

内線 178・160

	要件	減額される額	添付書類
耐震改修	昭和57年1月1日以前から所在する住宅で建築基準法の現行の耐震基準に適合する改修工事が行われた住宅で耐震改修工事の工事費が50万円を超えるもの ※認定長期優良住宅に該当することとなった場合は改修後の床面積が50㎡(戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下	工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(1戸当たり120㎡分までを限度)の2分の1 ※認定長期優良住宅の場合には3分の2	・現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(町・建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行) ・耐震改修工事に要した費用を確認できる領収書等 ※認定長期優良住宅の場合には認定通知書の写し
省エネ改修	平成26年4月1日以前から所在している床面積が50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く。また平成30年4月1日以降の改修は床面積が280㎡以下であること)で令和6年3月31日までに現行の省エネ基準に新たに適合する省エネ改修(熱損失防止改修)工事が行われた住宅で、補助金等を除く自己負担が60万円を超える(断熱改修に係る工事費が60万円超又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは、太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超)もの ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など) …必須 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事 ※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。 ※認定長期優良住宅に該当することとなった場合は改修後の床面積が50㎡(戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下	工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(1戸当たり120㎡分までを限度)の3分の1 ただし、住宅耐震改修に係る固定資産税の減額措置を受けている年度は減額されません。 ※認定長期優良住宅の場合には3分の2	・納税義務者の住民票の写し ・現行の省エネ基準に新たに適合した工事であることの証明書(建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行) ・省エネ改修工事に要した費用を確認できる領収証等 ※認定長期優良住宅の場合には認定通知書の写し
バリアフリー改修	65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害のある方のいずれかの方が居住する既存の住宅で床面積が50㎡以上(新築された日から10年以上を経過した住宅で、賃貸住宅を除く。また平成30年4月1日以降の改修は床面積が280㎡以下であること)で行われた改修工事で、補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの ・廊下の拡幅 ・階段の勾配の緩和 ・浴室の改良 ・便所の改良 ・手すりの取り付け ・床の段差の解消 ・引き戸への取り替え ・床表面の滑り止め化	工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(1戸当たり100㎡分までを限度)の3分の1	・納税義務者の住民票の写し ・補助金等の交付、給付決定書 ・次の①～③のいずれかの書類 ①65歳以上の方の住民票の写し ②介護保険被保険者証の写し ③障害者手帳またはこれに代わるものの写し ・工事明細書(建築士、登録住宅性能評価機関等が発行する改修工事が行われた事を証明する書類でも可) ・改修前後の写真およびバリアフリー改修工事に要した費用が確認できる領収書等
マンション 長寿命化改修	建築から20年以上が経過している10戸以上のマンションの区分所有者で、当該マンションが以下の条件を満たす場合 ①長寿命化工事を過去に実施しており、令和7年3月31日までに再度長寿命化工事を実施していること ②マンション管理計画の認定等をうけていること	工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(1戸当たり100㎡分までを限度)の3分の1	・管理計画の認定通知書 ・修繕積立金の引上証明書 ・過去工事証明書 ・長寿命化工事証明書

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご覧ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ

LINEPay・PayPay・PayB
auPAY・FamiPay



町ホームページ

問合せ先 役場 収納課 内線120

個人事業者の税務相談会

商工会では、個人事業主を対象に、記帳確認および半期源泉所得税の相談会を行います。新しく事業を始められる方、

白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 7月6日(木)午前9時30分～午後3時

ところ 商工会館 2階

問合せ先 商工会

☎(442)4511

歯の健康講座

海部歯科医師会

「夏」に用心

また暑い日々がやって来ました。この時期に何より気を付けなければならぬのが熱中症です。高温多湿の環境に長時間いることで体温の調節がうまくできなくなり、体に熱がこもっていろいろな症状が現れる状態です。重症になると意識障害を起こして最悪、死に至ることもあります。予防法は、なるべく暑い場所を避け体温の上昇を防ぎ、こまめに水分補給を行うことです。

水分補給にはジュース類やスポーツドリンクなどを飲む機会が増えると思います。でも気を付けてほしいのは容器についている成分表を見てもわかるとおり、これらには意外と多量の砂糖が含まれていることです。皆さんご存知のように砂糖はミュータンス菌をはじめとする虫歯の原因菌の大好物です。栄養分を得て活発に増殖して酸を作り出し、歯を溶かし始めます。少なくとも口の中に甘味を感じている間は砂糖分が歯の表面にも残っていると思わなければなりません。また炭酸飲料では炭酸が直接歯を溶かすパターンもあります(酸蝕歯)。できれば飲んだ後に水やお茶で口をゆすぐといいと思います。歯ブラシ以外にもデンタルフロスや歯間ブラシなどの補助清掃器具も用いて口腔清掃も丁寧に行いたいものです。初期の虫歯は無症状で進行しやすいので定期的に虫歯が来ていないか専門家にチェックを受けることも大切です。

公共施設予約システムをご利用ください

お手持ちのパソコンやスマートフォンなどから、簡単に町内の公共施設の空き状況確認や予約申込ができます。ぜひご利用ください。

なお、予約申込には事前に窓口での利用者登録が必要です。

詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 企画政策課 内線126
公民館内 社会教育課 ☎(443)2671
スポーツセンター ☎(443)7077

